

商 品 名	・一 般 財 形 預 金
-------	--------------

対象となる方	・事業主と従業員代表者との財形に関する協定書の締結した企業の勤労者の方
預入期間	・3 年以上
預入方法等	・預入方法: 事業主が預金者に支払う給料、ボーナスから天引きしてお預入れ ・預入金額: 1,000 円以上 ・預入単位: 1,000 円単位
預入種目	・積立期間を定める満期日確定方式(積立定期預金型) ・積立期間を定めないエンドレス方式(積立式期日指定定期預金型)
お利息	・適用利率: 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します ・税区分 : 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税がかかります
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務課(9 時～17 時、電話: 0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。 (9 時～17 時、電話: 03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話: 092-741-3208)、北九州法律センター(電話: 093-561-0360) 久留米センター(電話: 0942-30-0144)、東京弁護士会(電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話: 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話: 03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・預金保険制度の対象預金であり、1 金融機関につき預金者 1 人あたり、決済用預金以外の対象商品を合算して、元本 1, 000 万円までとその利息等が保護されます。

商 品 名	・財 形 住 宅 預 金
-------	--------------

対象となる方	・事業主と従業員代表者との財形に関する協定書の締結した企業の勤労者の方 ・申込資格:55 歳未満の勤労者の方(お一人 1 契約)
預入期間	・5 年以上
預入方法等	・預入方法:事業主が預金者に支払う給料、ボーナスから天引きしてお預入れ ・貯蓄目的:新築住宅の建設・購入、中古住宅購入、増改築等資金 ・預入金額:1,000 円以上 ・預入単位:1,000 円単位
払出の要件	・財形住宅の適格な払出は、持家としての住宅の取得(新築・購入)及び一定の要件を満たす増改築等のための支払に充てる払出に限られ、当該勤労者の所有・居住(単身赴任の場合は家族が住む拠点となること)が必要であることのほか、次の要件を満たす必要があります。 ・住宅取得(新築・購入)要件 ○床面積が 50 m²以上であること ○新築又は建築後未使用のものは令和 5 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けたものは 40 m²以上 ○認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ基準適合住宅で令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に建築確認を受けたものは 40 m²以上(当該住宅の床面積が 40 m²以上 50 m²未満の場合には住宅種類ごとの確認できる書類の提出が必要です。) ○中古住宅購入の場合、耐火構造の住宅は築後 25 年以内、耐火構造以外の住宅は築後 20 年以内であること(ただし、建築士等が発行する「耐震基準適合証明書」によって一定の耐震基準を満たしていると判定されれば、築後要件は不要です) ○昭和 57 年 1 月 1 日以降に建築されたもの ・増改築等の要件 ○増改築等の工事のうち居住用の部分にかかる工事費用が全体の工事費用の 2 分の 1 以上かつ、その費用総額が 75 万円を超えるもの ○増改築等の工事をした後の住宅部分の床面積が 50 m²以上であること。 ○増改築等の工事をした住宅が、当該勤労者の住所に存在するもの
税区分	税区分 : 財形年金と合算で550万円までマル財を利用することができます。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務課(9 時～17 時、電話:0944-86-5136)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。 (9 時～17 時、電話:03-3517-5825) 紛争解決措置 天神法律相談センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。
その他	目的外の場合は、払出日から 5 年間さかのぼって追徴課税(分離課税)扱いとなり、この財形住宅は解約(中途解約)することになります。

商 品 名	・財 形 年 金 預 金
-------	--------------

対象となる方	・事業主と従業員代表者との財形に関する協定書の締結した企業の勤労者の方 ・申込資格:55 歳未満の勤労者の方(お一人 1 契約)
預入期間	・5 年以上
預入方法等	・預入方法:事業主が預金者に支払う給料、ボーナスから天引きしてお預入れ ・貯蓄目的:年金受取を目的とすること ・預入金額:1,000 円以上 ・預入単位:1,000 円単位
年金の受取条件	・受取開始:60 歳以降とすること ・受取機関:5 年以上 20 年以内 ・据置期間:積立終了日から年金受取開始日まで 6 ヶ月以上 5 年以内の据置期間が必要 ・受取回数:年間の受取回数は 4 回(3 ヶ月毎)とし、21 回以上 80 回以内の範囲 ・受取方法:支払開始日以降、3 ヶ月毎にあらかじめ指定された預金口座へ振込むこと
税区分	税区分 :財形住宅と合算で550万円までマル財を利用することができます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務課(9 時～17 時、 電話:0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫 協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。 (9 時～17 時、電話:03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律センター(電話:093-561-0360) 久留米センター(電話:0942-30-0144)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、 当金庫営業日に、上記法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、 電話:03-3517-5825)にお申出ください。
その他	財形年金預金契約で定めた預入期間の途中で一時預入(預入中断)することができるが、この休止の状態が 2 年以上を超えると、その後に支払われる利子については課税扱いとなります。目的外の場合は、払出日から 5 年間さかのぼって追徴課税(分離課税)扱いとなり、この財形住宅は解約(中途解約)することになります。